

水源保全地域の指定について

(環境局水資源課)

諮問理由

静岡県水循環保全条例は、知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならないと規定している（第16条第2項）。ついては、令和4年度中の指定に向けて、環境審議会に諮問する。

水源保全地域の指定の考え方

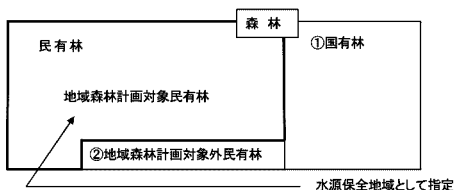
静岡県水循環保全条例第16条第1項において、知事は、「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、水源保全地域として指定することができる」と規定している。

水源の保全のためには水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要があるが、森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能を有しており、水源涵養機能を有する。

そこで、地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林の区域（森林法第5条第2項第1号）を水源保全地域として指定する。

なお、森林のうち上記の区域以外の森林として、①国有林と②地域森林計画対象外の民有林がある。①については、国が所有、管理していることから、②については森林として利用することが相当でないと認められる民有林であることから、いずれも水源保全地域には指定しない。

【指定の考え方のイメージ図】



参考 令和4年度の予定

項目	年・月	R4.9	10	11	12	R5.1	2	3
事務手続		←市町等意見聴取→					←公告縦覧→ ●告示	
環境審議会		●諮問			●答申			
水循環保全部会		①		② ③(予備)				

環水第170号
令和4年9月6日

静岡県環境審議会会長様

静岡県知事 川勝 平太



水源保全地域の指定について（諮問）

静岡県水循環保全条例第16条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

水源保全地域の指定

令和4年度第2回環境審議会諮問事項
水源保全地域の指定について

静岡県 暮らし・環境部 環境局 水資源課

静岡県水循環保全条例の概要

地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等により水循環に大きな変化

洪水の頻発・激甚化、渇水の頻発・長期化、生態系への悪影響

県民の生命・財産・生活、豊かな県土が脅かされている

健全な水循環を保全していくことが不可欠

水循環保全条例を制定

健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び
本県の経済社会の健全な発展に寄与する。

静岡県水循環保全条例の概要

目的(条例第1条)

健全な水循環の保全について基本理念を定め、県、事業者、土地所有者等、県民の責務を明らかにし、健全な水循環保全のための基本的施策、水源保全地域での適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上と本県の経済社会の健全な発展に寄与すること。

基本理念(条例第3条)

- 健全な水循環の保全は、現在及び将来の県民が、良質な飲料水等を確保し、その他水循環がもたらす恵みを持続的に享受できるように適切に行うこと。
- 健全な水循環の保全は、水が育む流域の豊かな自然環境が県民生活や産業・文化の発展に果たす役割を踏まえ将来にわたり持続的に行うこと。

責務(条例第4条～第7条)

「県の責務」「事業者の責務」「土地所有者等の責務」「県民の責務」を規定。

静岡県水循環保全本部(条例第8条)

健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため設置。

静岡県水循環保全条例の概要

健全な水循環の保全に関する基本的施策(条例第9条～第14条)

流域の施策

水の貯留・涵養機能の向上



自然環境保全・再生



文化の振興・保全

山間地域の施策

土砂災害の抑制



森林の保全・維持管理



水質や土壌汚染の防止



農村地域の施策

水を有効活用する体系づくり



貯留・涵養機能による
雨水の集中的な流出抑制



都市地域の施策

水の浸透能力向上

生態系に配慮した河川の整備



雨水等の有効利用

水利用の合理化

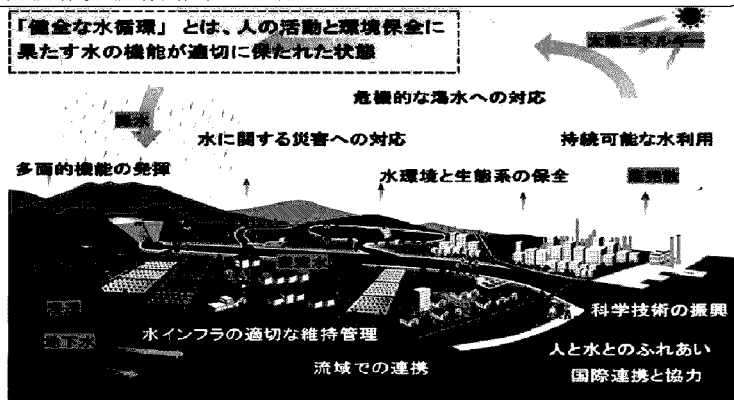
理解の増進・活動の促進

静岡県水循環保全条例の概要

流域水循環計画(条例第15条)

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域毎に流域水循環計画を定める。

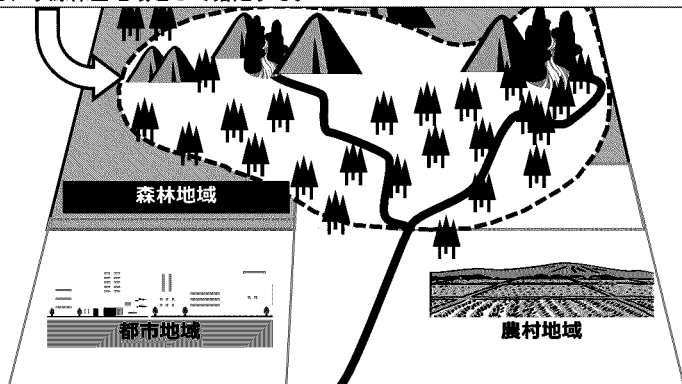
「健全な水循環」とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態



静岡県水循環保全条例の概要

水源保全地域(条例第16条)

水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、水源保全地域として指定する。



静岡県水循環保全条例の概要

水源保全地域



森林地域

土地取引・開発行為の届出(条例第17・18条)

- 【土地取引】土地所有権等を移転し、又は設定する契約を締結しようとするときは、締結予定日の2月前までに届出が必要。
- 【開発行為】土地の形質変更、地下水採取設備の設置等の開発行為を行おうとする者は、着手予定日の2月前までに届出が必要。
- 健全な水循環の保全ために特に必要があるときは届出者に対し指導を行う。

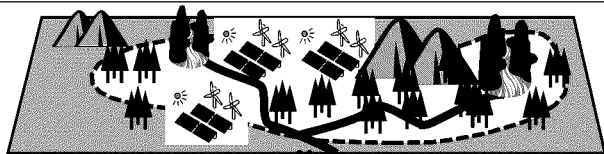
水源保全地域の指定の考え方

条例第16条第1項

「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、
水源保全地域として指定

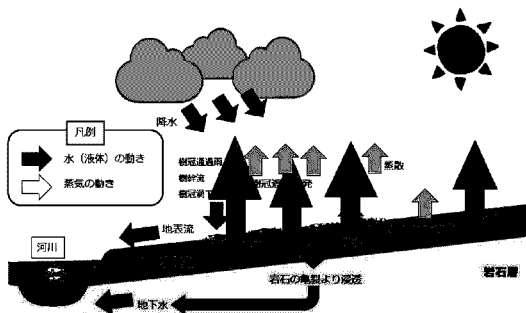
背景

水源の保全のため、水源涵養機能を有する地域で乱開発を防止するなど適正な土地利用を確保する必要がある



水源保全地域の指定

○森林のもつ水源涵養機能
洪水緩和、河川流量の安定、水質の浄化



出典：「水源の森林づくりガイドブック」
(H31.3 林野庁)

図 3-1 森林内における水の動き

水源保全地域の指定

森林法 第2条

第1項 この法律において「森林」とは、

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

第3項 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

森林 (第2条第1項)

民有林
(第2条第3項)

国有林
(第2条第3項)

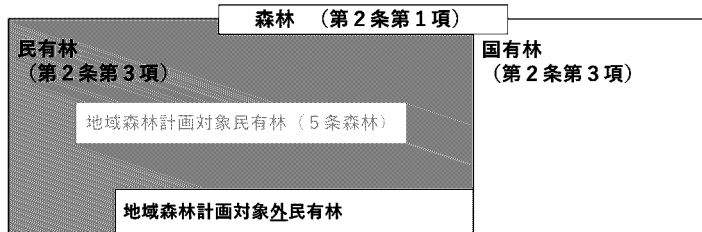
水源保全地域の指定

森林法 第5条

第1項 都道府県知事は、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でない認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに地域森林計画をたてなければならない。

第2項 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 （以降省略）



水源保全地域の指定

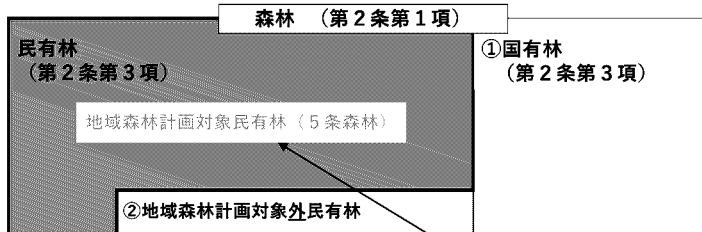
○水源保全地域に指定しない森林の区域

① 国有林

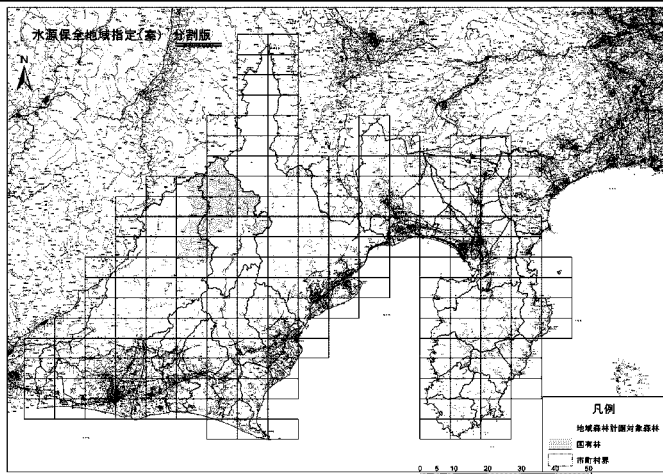
国が所有、管理

② 地域森林計画対象外民有林

森林として利用することが相当でない民有林
(森林法第5条第1項)



水源保全地域の指定



水源保全地域指定のスケジュール

